

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 基本方針

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、嘉手納町におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいても、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話・スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 嘉手納町のいじめの現状

本町のいじめの認知件数は、小学校では平成23年度0件、平成24年度2件、平成25年度3件となっており、中学校では平成23年度0件、平成24年度5件、平成25年度3件となっている。ここ数年の特徴としてインターネット（SNS）における書き込み、画像配信等によるいじめが報告されている。

いじめはどの学校・学年でも起こりうるという認識に立ち、児童生徒の健全な成長のために、すべての教職員が共通認識のもと、保護者の理解と地域の協力を得ながら、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要がある。

### 4 基本的考え方

#### (1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

#### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは周囲からの目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体

制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

### (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

### (4) 学校・家庭・地域の連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (5) 関係機関との連携について

いじめ問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会等においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要である。

したがって、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、青少年センター、警察署、児童相談所等、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 嘉手納町が設置する組織等

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

#### (1) 組織等の設置

町は、「嘉手納町いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図る。

#### (2) 教育委員会の附属機関の設置

教育委員会は、「嘉手納町いじめ問題対策審議会（重大事態組織を兼ねる）」を設置する。当該審議会は、法第14条第3項に基づく教育委員会の附属機関としていじめ防止等の対策を実効的に行うものとする。また法第28条に規定する重大事態に係る調査を教育委員会が行う必要が生じた場合に調査を行う。

### 2 町又は教育委員会が実施する施策

(1) 嘉手納町いじめ防止基本方針をふまえ、児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるための広報その他の啓発活動を実施する。

(2) いじめの防止等のために、家庭、学校、関係機関及び地域との連携を図り、相互に対策が行われるように努める。

(3) いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備し、児童生徒や保護者等への周知を図っていく。

(4) P T Aや地域の関係団体と連携して、見守りや啓発活動を行う。

- ・ P T Aとの意見交換や保護者を対象とした啓発活動を行う。
- ・ 関係団体と連携して見守り活動の促進を図る。
- ・ 児童生徒の人権やいじめに関する講演などを実施する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対しては、警察など関係機関と連携して実態把握に努める。また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対応ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど必要な啓発活動を実施する。

(6) スクールカウンセラー、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者を、各学校へ派遣（配置）ができるよう必要な措置を講ずる。

(7) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者への助言を行う。

(8) いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

(9) 教育委員会は、いじめを行った児童生徒に対する出席停止の手続きに関し必要な事項を教育委員会規則で定める。

(10) 教育委員会及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(11) 定期的なアンケートや、個人面談等により各学校が把握したいじめに関する情報について、定期的に報告を受け、必要な措置を講ずる。

(12) いじめにより児童生徒の生命にかかわるような緊急事案が発生した場合や、学校だけで解決が困難な事案について、学校の求めに応じて、緊急学校支援チーム等の派遣要請を行うなど、沖縄県教育委員会と連携し、児童生徒や保護者及び教職員の心の安定を図るとともに、日常の学校生活への回復に向けた助言を行い、適切に支援を行う。

### 3 いじめの防止等のために学校が実施すべきこと

学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会との適切な連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

## (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」、県及び町が策定した「いじめ防止基本方針」を参考にして、自らの学校として、いじめの防止等の取組についての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容とする。策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

学校基本方針を策定するに当たっては、

- ①学校基本方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにする。
- ②児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

## (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の規定に基づき、「学校いじめ対策委員会」またはそれに代わる組織を設置する。

「学校いじめ対策委員会」等の役割の主なものとしては、以下のようなものが想定される。

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録を行う中核としての役割
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ⑤学校基本方針の策定や見直し、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割

## ⑥法第28条第1項に規定する重大事態の調査

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### ①いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- ・人権を尊重すること、人を傷つけないこと、命の大切さを指導するため、人権教育の充実を図る。
- ・互いに思いやる心を育て、ルールやマナーを守るなどの規範意識を児童生徒が身に付けるため、道徳教育や集団活動の充実を図る。
- ・体験活動を通して他者を認め、尊重する心や他者から認められる経験を通して児童生徒の自尊感情を高めるため、必要な取組を行う。

#### ②早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささやかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう「いじめ発見のポイント」などを活用して、日常的に児童生徒のささいな変化を見逃さないようにする。

- ・定期的なアンケート調査や個人面談等を実施する。
- ・児童生徒や保護者の悩みを受け止めることができる相談体制の充実を図る。
- ・学校行事の中で、保護者に対しいじめについて関心を高めるための啓発を行う。
- ・定期的な会議を開き、問題行動や支援を要する児童生徒の情報を共有する。

#### ③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度



で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ・いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、迅速に保護者に事実関係を伝え、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ・いじめたとされる児童生徒からは事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく警察に相談・通報する。

#### 4 重大事態への対処

##### (1) 教育委員会による調査

##### ① 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

##### ア 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受け

る児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが考えられる。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又はその設置する学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて、町長へ事態発生について報告する。

#### ウ 調査の趣旨について

重大事態に係る事実関係の調査を行うに当たっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することにとらわれるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該児童生徒に対する適切な支援につなげていくことが最も重要である。

#### エ 調査を行うための組織について

教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、教育委員会が調査主体となって、法第14条第3項の規定に基づき教育委員会に設置される附属機関として「嘉手納町いじめ問題対策審議会（重大事態組織を兼ねる）」を速やかに設け、当該重大事態に係る調査を行う。

この組織の構成については、弁護士や医師、臨床心理士又は心理学の専門知識を有する者、人権擁護委員又は福祉に関する専門家であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、関係団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

## オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものを目的として行う。

教育委員会及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合い、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

### <いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合>

いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合には、以下の点に留意して調査を行う。

- いじめられた児童生徒からの聴き取りを十分に行うとともに、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。
- いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- 教育委員会が、事案の重大性を踏まえて、より積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

### <いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合>

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

また、いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- いじめの背景の調査に当たっては、遺族が切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公開に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、関係団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依存することなく総合的に分析・評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一

貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖の可能性があるので踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応する。

#### カ 調査実施におけるその他の留意事項

- 法第23条第2項に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。
- 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会又は学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。
- なお、教育委員会においては、事案の重大性を踏まえ、児童生徒に関して、出席停止措置が必要と判断した場合は、参考資料等を参考にしながら、適切に運用することが求められる。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

#### ②調査結果の提供及び報告

(学校の設置者及びその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任のある教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係（いじめの行為がいつ、誰から行

われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)等について説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

#### イ 調査結果の報告

調査結果については、町長に報告する。調査の結果の説明を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付する。

#### (2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

##### (公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

#### ①再調査

法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、重大事態が発生した旨の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設置し、法第28条第1項の規定により、教育委員会又は学校が行った調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

この附属機関については、法律、教育、心理学に関し専門的な知識を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を

有する者ではない者（第三者）について、関係団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図る。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、教育委員会や学校が行う調査と並行して、町長等による調査を実施することもありうる。この場合、調査対象となる児童生徒への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、調査主体者間で密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる。

再調査についても、教育委員会による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

## ②再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、学校について再調査を行ったとき、町長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じて、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行う。

## 第3 その他留意事項

---

町は、本基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、本基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、設置する学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。